

弘前市立第三中学校父母と教師の会 会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は弘前市立第三中学校父母と教師の会（第三中学校 PTA）と称する。
- 第2条 本会の事務局を第三中学校内におく。
- 第3条 本会は第三中学校の生徒の保護者並びに教職員をもって組織する。

第2章 目的及び事業

- 第4条 本会は学校と家庭と協同し、かつ地域と緊密な連絡を取って教育の向上と会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。
- 第5条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学校運営に関する意見交換及び協力
 2. 家庭と学校の協力による教育環境の整備
 3. 生徒の学習及び厚生福祉に必要な事項
 4. 会員相互の教養を高め親睦を深める事業
 5. その他教育に関する必要な問題の研究並びに協力

第3章 役員及び任務

- 第6条 本会に次の役員をおく。
- | | | |
|---------|---------|------------|
| 1. 名誉会長 | 1名 | (学校長) |
| 2. 会長 | 1名 | (保護者) |
| 3. 副会長 | 5名 | (教頭・保護者4名) |
| 4. 会計 | 2名以上若干名 | (内1名は教職員) |
| 5. 監事 | 2名以上若干名 | (内1名は教職員) |
- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
 3. 会計は本会の収支を司る。
 4. 監事は本会の会計を監査する。
- 第8条 役員は別に定める規定により選出し、総会で承認を得る。
ただし、任期は1年とし（総会から総会まで）再任を妨げない。
また、補欠により就任したときは前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

- 第9条 本会の目的達成のため次の会議を開く。
1. 定時総会 毎年4月に開き次の議事を行う。
 - (1) 前年度の事業報告及び決算報告の承認
 - (2) 会則の改正
 - (3) 新年度予算案の承認
 - (4) 役員の選任
 - (5) その他必要な事項
 2. 臨時総会 会長が必要と認め企画運営委員会の議決を経た場合開催することができる。
 3. 企画運営委員会 次の構成により随時開催し、本会運営の企画推進や必要事項の審議決定及び処理にあたる。
 - (1) 役員
 - (2) 各学年正副委員長
 - (3) 教職員（各学年主任及び各事業担当）
 - (4) その他会長が委嘱するもの若干名
- 第10条 会議の議長は会長があたる。
ただし、総会の議長は出席会員より選出する。

第5章 委員会

- 第11条 本会の目的達成のため各事業に応じて実行委員会をおく。
各事業の実行委員は企画運営委員から5人以上、その他公募により選出した者により構成する。
- 第12条 学年毎に学年委員会を組織し、学年PTA活動の充実を図る。
1. 学年委員会は、学級委員及び当該学年のPTA役員、担当教職員で構成する。
 2. 学級委員は、各学級から3人以上選出する。
 3. 学級委員から、学年委員長を1人選出し、その他の者は副委員長となる。

第6章 会計及び簿冊

- 第13条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入とする。会費は月額250円とする。
- 第14条 本会の会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第15条 本会には次の簿冊を備え付ける。
1. 会則
 2. 会員及び役員名簿
 3. 会計簿
 4. 備品台帳
 5. 会議録及び文書

第7章 付 則

- 第16条 本会則にない事項は、企画運営委員会において別に定める。
- 第17条 本会則は昭和62年4月17日より施行する。

(平成14年4月24日一部改正)
(平成16年4月30日一部改正)
(平成18年4月21日一部改正)
(平成20年4月28日一部改正)
(令和3年4月23日一部改正)
(令和5年5月16日一部改正)
(令和6年4月19日一部改正)
(令和7年4月18日一部改正)

◎ 慶弔規定

1. 会員及び生徒の死亡の場合は香料5,000円を贈る。
2. その他必要がある場合は、会長・学校長協議の上善処し、これを企画運営委員会に報告し承認を得る。
3. この規定は、昭和62年4月17日より施行する

(平成18年4月21日一部改正)
(平成20年4月28日一部改正)
(平成22年4月16日一部改正)
(令和7年4月18日一部改正)

◎ 役員選任規定

1. この規定は本会の役員（教職員を除く）の選任について必要な事項を定める。
2. 本会の役員を選任するため役員選考委員会を設置する。
3. 役員選考委員会は、各学年正副委員長をもって構成する。ただし会長、副会長はこの会議に加わるものとする。また、その年度に於いて企画運営委員会を役員選考委員会にすることができる。
4. 役員選考委員の中から互選により議長を決定する。
5. 役員選考委員会は役員を選任し、企画運営委員会の議決を経て総会で承認を得る。
6. この規定は、平成16年4月30日より施行する。

(平成20年4月28日一部改正)
(平成25年4月26日一部改正)
(令和7年4月18日一部改正)